



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

*1101	平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(環境生活総務課)	.....	1
*1102	平成17年和歌山県告示第1421号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	( " )	.....	4
*1103	平成3年和歌山県告示第764号(鳥獣保護区特別保護区の指定)の一部改正	( " )	.....	4
*1104	特定猟具使用禁止区域の指定	( " )	.....	5
1105	保安林の指定の解除	(森林整備課)	.....	8
1106	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)	.....	8
1107	中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課)	.....	9
1108	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	.....	9
1109	道路の位置の指定	(都市政策課)	.....	9
1110	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)	.....	9

### ○ 公告

紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定	(都市政策課)	.....	10
-----------------------------	---------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1101号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、長保寺鳥獣保護区、東山東鳥獣保護区、本宮鳥獣保護区、打田桃山鳥獣保護区、粉河鳥獣保護区、紀伊風土記の丘鳥獣保護区、那智山鳥獣保護区、瀨八丁鳥獣保護区、那賀町鳥獣保護区、下兵庫鳥獣保護区の存続期間を更新したので、平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から適用する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

長保寺鳥獣保護区の項第2号から第4号までを次のように改める。

#### (2) 区域

海南市下津町上内を通る市道上本線の青年橋西詰を起点として、市道白翁寺線を北進、上畑総農道と交わり同農道を東進、里道に入り同里道を東進、小畑北山農道に入り、同農道を南進、市道小畑上連絡線と交わり、同線を南進、県道下津引尾線と交わり、同線を西進、市道上本線と交わり、同線を西進し起点に至る線に囲まれた区域

#### (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

周辺地域では野生鳥獣、特にイノシシによる農産物被害が報告されており、被害発生状況を把握するとともに、状況に応じて有害鳥獣捕獲を許可することを視野に入れる。

東山東鳥獣保護区の項第2号中「沢に至り」を「金谷峠に至り」に、「沢に沿って」を「谷に沿って」に、「南進し、」を「南進し」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

四季の郷公園の利用者に対し、弁当の残飯等ゴミの持ち帰りをお願いするとともに、野生鳥獣への安易な給餌を控えていただくように公園施設管理者と連携を図り、啓発に努める。また、バードウォッチング等を通じて自然とのふれあいの場を設けるとともに、環境教育及び自然体験学習の場として活用を図る。

本宮鳥獣保護区の項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び関係市町職員の協力を得て、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課職員が、定期的な巡視を実施する等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

打田桃山鳥獣保護区の項第2号中「旧那賀郡打田町」を「旧打田町」に、「起点として、」を「起点とし」に、「紀の川市市道百合井阪線」を「紀の川市市道百合井阪線」に「岩出市との境界の交点」を「岩出市との交点」に、「県道打田岩出線」を「県道和歌山打田線」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、紀の川市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施する。

粉河鳥獣保護区の項第2号中「広域農道予定線」を「広域農道」に、「紀の川市営火葬場」を「関西電力送電線の真下」に、「関西電力送電線」を「送電線」に、「県道粉河加太線との交差点」を「県道粉河加太線の交差点」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、紀の川市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施する。

紀伊風土記の丘鳥獣保護区の項第2号から第4号までを次のように改める。

## (2) 区域

和歌山市宮地区鳴神地内の県道井ノ口秋月線と県道八軒家鳴神線との交点を起点として、同所から県道八軒家鳴神線を北進し市道市駅小倉線との交点に至り、同所から市道市駅小倉線を東進し県道井ノ口秋月線に接し西和佐地区岩橋地内から旧井ノ口秋月線に接し和佐地区井ノ口地内の宮井川橋詰に至り、同所から県道船戸海南線を南進し県道岩出海南線に接し和佐地区禰宜から矢田峠を経て東山東地区明王寺新出に至り、同所から取子池を経て東山東地区平尾地内から西山東地区吉礼地内を経て岡崎地区西地内と和佐地区下和佐地内に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を南下し県道和歌山野上線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し岡崎地区寺内地内にて県道和歌山野上線との交点に至り、同所から同県道を北進し岡崎地区井辺地内を経て宮地区鳴神地内から県道井ノ口秋月線及び県道八軒家鳴神線に接し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

「紀伊風土記の丘」の公園利用者に対し、弁当の残飯等ゴミの持ち帰りをお願いするとともに、野生鳥獣への安易な給餌を控えていただくように公園施設管理者と連携を図り、啓発に努める。また、農業被害の発生状況の把握に努め、地域の実態に応じた適切な防護対策の普及啓発に取り組む。

那智山鳥獣保護区の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 区域

那智川と多富気谷を流れる振ヶ瀬川との交点を起点として、多富気谷を振ヶ瀬川に沿って多富気橋まで上り、同橋から県道46号那智山勝浦線を阿弥陀寺前駐車場まで進み、同箇所から林道大戸妙法線を進み那智高原公園に至り、同公園と林地との境界に沿って青岸渡寺に至る古道との交点に至り、同古道を進み二の滝、三の滝に向かうふるさと歩道を進み同箇所から国有林界(那智山1032林班)に沿って、三の滝に至り同箇所から熊野那智大社有林(那智原始林)の稜線を進み、陰陽の滝に通じる陰陽川との交点に至り、その陰陽川を下り、合流する那智川を下り起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

那智勝浦町及び鳥獣保護員の協力を得ながら、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。

漕八丁鳥獣保護区の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 区域

森林浴エリア「漕の郷」跡地のバンガロー敷地から北山村方面に伸びる山道を北西に約200m進んだ位置にある鳥居を起点とし、山道を北山村方面に進み、地蔵がある耳島大明神方面、奈良県吉野郡十津川村玉置川方面、奈良県吉野郡十津川村田戸方面の3方向への分岐点に至り、分岐点を耳島大明神方向へ1km弱進み、当該地点から東南東方向へ尾根沿いに奈良県吉野郡十津川村田戸方面へ進み、葛川に架かる吊り橋に至り、同箇所から葛川沿いを下流に進み北山川に至り、北山川沿いを下流へ約1.6km進んだ箇所から南西方向の起点に戻る線に囲まれた箇所

(風致保安林及び保健保安林に指定されている新宮市熊野川町玉置口字上地201番地の1及び201番地の

2)

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

新宮市や鳥獣保護員の協力を得ながら、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。

那賀町鳥獣保護区の項第2号中「起点として、」を「起点として」に、「同県道を西進して」を「同県道を西進して西脇橋を超え、旧県道和歌山橋本線本線を西進し」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、紀の川市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施する。

下兵庫鳥獣保護区の項第2号中「県道731号」を「県道731号線」に、「新橋本橋(仮称)」を「橋本高野橋」に、「市道大森市脇線(伊都総合庁舎及び橋本警察署前の通り)」を「国道371号線」に、「地域」を「区域」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護員、市職員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。ま

た、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

#### 和歌山県告示第1102号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、新宮・三佐木鳥獣保護区の存続期間を更新したので、平成17年和歌山県告示第1421号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から適用する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

新宮・三佐木鳥獣保護区の項第2号から第4号までを次のように改める。

#### (2) 区域

ア 越路トンネルの南檜杖側入口を起点にして、北に直進し熊野川上の和歌山県と三重県の県境に至り、県境に沿って熊野川河口に至る。河口より新宮鳥獣保護区の子ヶ浜堤防を越え県道231号あけぼの広角線沿いに南進し、国道42号に至りさらに南進し広角交番前に至り、同箇所から市道下地砂羅線沿いに北進し、国道168号に至り、国道168号沿いに起点に戻る線に囲まれた区域から新宮鳥獣保護区となっている千穂ヶ峯を除いた区域

イ 国道42号と佐野川の交点である松籟橋を起点として佐野川を上り、くろしおスタジアム南を流れる支流を細谷沿いに上り、佐野堤に至り佐野堤の縁に沿って西に進み、佐野堤の西端から秋葉神社に向かって北進し、同箇所からさらに北進して木ノ川に至り、同箇所から山すそに沿って白龍神社に至る農道に至り、同農道沿いに西進し木ノ川に至り、木ノ川の支流を上って船山農道終点に至り、船山農道沿いに東進し船山橋に至り、同橋から那智勝浦新宮道路沿いに新宮方面に進み国道42号に至り、同箇所から国道42号沿いに南進し、JR三輪崎駅北の踏切に至る道路との交点から同踏切に至り、線路沿いを北進し、御手洗トンネルの新宮駅側入口に至り同箇所から真東に進み海岸に至り、同箇所の地先から赤島まで直線に進み、赤島から新宮市と那智勝浦町の境界に至り、境界沿い進んで国道42号に至り、同箇所から国道42号沿いに北進し起点に至る線に囲まれた区域

#### (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

農林業の被害状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対して、被害等の実績に十分考慮して適切に対応しつつ、違法な鳥獣捕獲防止のために鳥獣保護員の協力を得ながら巡視に努める。

#### 和歌山県告示第1103号

平成3年和歌山県告示第764号（鳥獣保護区特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から適用する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2号中「那智勝浦町那智山字飛滝2の1」を「保安林に指定されている那智勝浦町那智山字飛滝2の1」に、「鎮守山6の1、」を「鎮守山6の1及び」に、「姥ヶ懐11、」を「姥ヶ懐11並びに」に改め、第3号及び第4号を次のように改める。

#### (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

那智勝浦町及び鳥獣保護員の協力を得ながら、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。

## 和歌山県告示第1104号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成23年11月1日から適用する。

平成3年和歌山県告示第760号（銃猟禁止区域の指定）は、平成23年10月31日限り廃止する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 朝日特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

朝日特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

県道秋月海南線と市道冬野朝日線の交差点を起点として、同県道を南東（海南方面）に進み安原地区会館前を通過して同県道と市道城野冬野線との交点に至り、同所より同市道を南進し大池の右岸に至り、同所より同市道を更に西進し上池と下池の間を通過して安原37号線との交点に至り、同所より同市道を北進し安原35号線との交点に至り、同所より安原35号線を北進し市道冬野朝日線との交差点に至り、同所より同市道を北進し更に東進して起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 根来特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

根来特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

岩出市根来地内の県道泉佐野岩出線（旧）と県道粉河加太線の交点を起点とし、県道粉河加太線を西進し居家川に至り、同所から同川左岸を上流に進み前谷池に至り、同所から堤防を東進し林道相谷線に至り、同林道を南進し林道奥安上谷線との交点に至り、同所から林道奥安上谷線を北進し、五坊池の南約50メートルの地点から里道を東進し県道泉佐野岩出線に至り、同所から同県道（旧）を南進し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 3 上岩出大池特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

上岩出大池特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

岩出市水栖地内の県道新田広芝岩出停車場線と小田井用水路の交点を起点とし、同用水路に沿って東進し、市道新田広芝西国分1号線に至り、同市道を南進し大池堤の南東に至り、同所から堤防に沿って里道を西進し県道新田広芝岩出停車場線に至り、同所から県道を北進し、起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 4 南部川特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

南部川特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

南部川河口右岸南端を起点とし、河川境界線及び右岸堤防を上流に進み、国道42号南部橋北詰に至り、同国道を横断して町道山内閉め谷線を北進し新庄橋西詰に至り、同所から更に町道須賀社山内線を北進し国道424号西本庄西詰に至り、同国道を横断し右岸堤防を約1.2km上流に進んだ地点の国道424号四郎橋を渡り南部川左岸に至り、同地点から河川境界線を下流に進み国道424号西本庄橋東詰に至り、同国道を南進し町道德蔵堤防線との分岐点より同町道及び町道千賀浦新庄線を経て国道42号南部橋南詰に至り、同国道を横断し河川境界線に沿って南部川河口左岸南端に至り、同地点から右岸南端の起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 5 芳養川特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

芳養川特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

田辺市芳養町松原地内の芳養川河口右岸の南端を起点とし同所から会津川の右岸の堤防を上流に進み芳養町小野地区内の広田橋右岸橋詰に至り、同所から広田橋の左岸橋詰を経て芳養川左岸の堤防に接し、同堤防を南に下り芳養川河口に至り、同所から西進し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 6 会津川特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

会津川特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

田辺市江川地内の会津川河口右岸の南端を起点とし、同所から会津川の右岸を北東に上りJR紀勢本線鉄橋を経て右会津川右岸堤防に至り、同堤防を北東に進み田辺市上秋津川杉原地内の高尾橋に至り、同所から県道田辺十津川線を北北東に進み奇絶峡地内の川中橋に至り、同橋を渡り右会津川左岸に至り、同左岸を下り田辺市上秋津杉原地内の会津川堤防に至り、同堤防を南西に下り秋津町地内の左会津川右岸の堤防に接し同堤防を上流に進み上三栖地内の一倉橋右岸橋詰に至り、同所から一倉橋を経て左会津川左岸の堤防を下り会津川堤防に接し同堤防を南西に下りJR紀勢本線会津川鉄橋に至り、同所から会津川の左岸を下り河口左岸の南端に至り、同所から北西に進んで起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 7 堅田特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

## 堅田特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

田辺市と白浜町との市町界の池田湾を起点とし、同所から市町界を南進し町道内ノ浦線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道田辺白浜線との交差点に至り、同所から同県道を南進し白浜駅に至り、同所から同県道を北西に進み県道堅田新庄線との交点に至り、同所から県道堅田新庄線を更に北西に進み細野港に至り、同所から同湾を北進し羽山ノ鼻に至り、同所から海岸線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 8 古道ヶ丘特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

古道ヶ丘特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

田辺市中辺路町栗栖川内滝尻橋東詰を起点として、同所から国道311号（旧道）を北進し国道311号（新道）との交点に至り、更に同国道を北進し栗栖川中芝の原之瀬橋北詰に至り、同所から原之瀬橋を渡り市道4号（中芝高原）線を東進し市道19号（上芝中石口）線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道371号との交点（出合橋北詰）に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 9 粉河特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

粉河特定猟具使用禁止区域

## (2) 区域

紀の川市粉河地内の県道西川原粉河線と県道粉河那賀線との交点を起点とし、県道西川原粉河線を北進して籠池の北岸に至り、同所より市道上丹生谷6号線を南東に進み、風呂の池南側で県道西川原粉河線との交点に至り、同県道を南進し市道上丹生谷7号線との交点に至り、同市道を南東進し広域農道との交点に至り、同農道を東進して名手川橋西詰めに至り、同所を名手川に沿って南進し小野橋に至り、同所より市道名手川北王子線を西進し、旧粉河町と旧那賀町との境界の交点に至り、同所より境界に南進してJR和歌山線との交点に至り、同所より西進して市道中の才東野線との交点に至り、同所より同市道を北進して小田井用水との交点に至り、同用水を西進して小田井管理道との交点に至り、同管理道を北進し市道井田中の才線との交点に至り、同市道を北進して県道粉河那賀線との交点に至り、同所より同県道を西進して起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

## (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 10 橋本市西部地区特定猟具使用禁止区域

## (1) 名称

橋本市西部地区特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

橋本市神野々の国道24号線と県道103号山田岸上線との交点を起点として、同県道を北進し、広域農道との交点に至り、同農道を東進し、市道柏原出塔線との交点に至り、同地点を南進し、市道野柏原線及び市道岸上4号線を通り国道24号線との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

11 河南北部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

河南北部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市塩屋町北塩屋地内の国道42号線と市道天田川原線との交点を起点とし、同所から同市道を経由し市道天田熊野線を東に進み、市道猪野々大浜通線との交点に至り、同所から市道猪野々大浜通線を南下し国道425号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み国道42号線との交点に至り、同所から国道42号線を北進し起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1105号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町江住字古々谷1037の61・1037の62（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1038の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1106号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田原、太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区	定置漁業（小型定置漁業を除く。）	南紀第2



## 和歌山県告示第1107号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項の規定により、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を平成23年10月24日から平成23年11月4日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第1108号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 下尾井地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱4号と標柱8号を結んだ線、標柱8号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と標柱6号を結んだ線及び標柱4号から標柱6号までを順次結んだ線に囲まれた区域を平成3年12月6日 和歌山県告示第838号で指定した下尾井地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
4号	東牟婁郡	北山村	下尾井	上ミ地	105番	既設
5号	〃	〃	〃	中地	227番	既設
6号	〃	〃	〃	在所ノ上	1076番	既設
8号	〃	〃	〃	上ミ地	114番1	
9号	〃	〃	〃	中地	244番	
10号	〃	〃	〃	〃	241番2	
11号	〃	〃	〃	下地	437番	
12号	〃	〃	〃	在所ノ上	1066番1	
13号	〃	〃	〃	〃	1068番	

## 和歌山県告示第1109号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3150	海南市阪井字高畑ヶ1557番の一部	海南市椋木89番地 高田産業株式会社 代表取締役 高田謙蔵	平成 23. 10. 5	6. 00	18. 25

## 和歌山県告示第1110号

平成23年度排水ポンプ車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107

号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
排水ポンプ車 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成23年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社クボタ  
大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2-47
- 5 落札金額  
66,885,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,185,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成23年8月12日

## 公 告

### 公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年条例第32号）第18条及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年条例第10号）第6条の規定により、紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 紀の国はまゆう  
(代表となる団体)  
近畿電設工業株式会社  
和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号  
(構成員)  
弘安建設株式会社  
和歌山県和歌山市友田町四丁目18番地  
(構成員)  
特定非営利活動法人はまゆうグループ  
和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番地  
(構成員)  
日本体育施設株式会社  
東京都中野区東中野三丁目20番10号
- 2 指定の期間 平成23年11月1日から平成25年3月31日まで